

◎公会堂条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 公会堂のエアコンディショナーの利用料金の上限額について定めることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 警察官の職員定数を増加することとした。（第2条関係）
- 2 警察官の階級別定数を増加することとした。（第2条の2関係）
- 3 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の職員定数の特例を改めることとした。（附則第4項、附則第5項関係）
- 4 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の階級別定数の特例を改めることとした。（附則第4項、附則第5項関係）
- 5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 職員の退職手当に関する条例（第1条関係）
 - (2) 職員の再任用に関する条例（第2条関係）

- 2 施行期日

この条例は、平成27年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 個人情報の定義を改め、及び特定個人情報の定義について定めることとした。（第2条関係）
- 2 特定個人情報の利用の制限について定めることとした。（第5条、第5条の2関係）
- 3 特定個人情報の開示の請求をすることができる者に本人の委託による代理人を追加することとした。（第10条～第12条関係）
- 4 特定個人情報の利用停止請求権について定めることとした。（第33条の2関係）
- 5 情報提供等記録の定義について定めることとした。（第2条関係）
- 6 目的外の利用をすることができる特定個人情報から情報提供等記録を除くこととした。（第5条の2関係）
- 7 開示請求に係る事案の移送の対象となる個人情報から情報提供等記録を除くこととした。（第19条関係）
- 8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、その旨を書面により通知することとした。（第32条関係）
- 9 その他所要の整備をすることとした。（第33条、第34条、第65条関係）

- 10 施行期日等

(1) この条例は、平成27年10月5日から施行することとした。ただし、5から8までは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 県民税

(1) 所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないものとする。こととした。（第28条関係）

- (2) 配当控除の対象となる配当所得に、金銭の分配を加えることとした。(第31条の2関係)
- (3) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がいないときはその支払をする者とする事とした。(第41条の12関係)
- (4) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。
 - ア 平成28年4月1日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。(附則第13条の2、附則第18条の3の3関係)
 - イ 平成29年度以後の各年度分の個人の県民税について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。(附則第18条の3の3関係)

2 事業税

- (1) 法人の事業税の付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、及び所得割の税率を引き下げることとした。(第45条関係)
- (2) 地方法人特別税の税率の引上げに伴い、法人の事業税の税率を引き下げることとした。(附則第20条の2の5関係)

3 地方消費税

- (1) 特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課することとした。(第53条の2、第53条の2の2関係)
- (2) 地方消費税の税率を78分の22に改めることとした。(第53条の3関係)

4 たばこ税

紙巻たばこ3級品に係る税率の特例を廃止することとした。(附則第23条の4関係)

5 その他

- (1) 徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予の手続について、次に掲げる事項を定めることとした。(第15条、第15条の2、第15条の4～第15条の6関係)
 - ア 分割納付又は分割納入の方法
 - イ 申請書の記載事項及び添付書類並びに申請期限及び訂正期限
 - ウ 担保徴収の基準
- (2) その他所要の整備をすることとした。(第15条の2、第27条、第99条の15、附則第13条の2、附則第18条の2、附則第18条の2の2、附則第18条の3の3、附則第24条の2の3、附則第25条関係)

6 施行期日等

- (1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第1条関係)
 - ア 3(1)及び6(2)(附則第5条第1項関係に限る。) 平成27年10月1日
 - イ 1((4)イを除く。)及び6(2)(附則第3条第1項及び第2項関係に限る。) 平成28年1月1日
 - ウ 2、4、5(1)及び(2)(第15条の2、第27条及び第99条の15関係に限る。)並びに6(2)(附則第2条、第4条、第6条及び第7条関係に限る。)及び(3) 平成28年4月1日
 - エ 1(4)イ、5(2)(附則第13条の2、附則第18条の2、附則第18条の2の2及び附則第18条の3の3関係に限る。)及び6(2)(附則第3条第3項関係に限る。) 平成29年1月1日
 - オ 3(2)及び6(2)(附則第5条第2項関係に限る。) 平成29年4月1日
 - カ 5(2)(附則第24条の2の3及び附則第25条関係に限る。) 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～第7条関係)
- (3) 岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正することとした。(附則第8条、第9条関係)

◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 本人確認情報を利用することができる事務に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第1項の住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。(別表第2関係)
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をすることとした。(第2条～第11条関係)

- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成27年10月5日から施行することとした。(附則関係)

◎鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第7条関係)

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例(条例第59号)

- 1 生活福祉資金貸付事業の対象となる障害者世帯の範囲を拡大することとした。(第2条関係)

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用することとした。(附則関係)

◎養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第60号)

- 1 指定特定施設入居者生活介護等の事業を行う養護老人ホームで生活相談員を置いていないものにおける主任支援員の職務について定めることとした。(第22条関係)

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第61号)

- 1 乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について当分の間1人に限り保育士とみなすことができる者に、准看護師を加えることとした。(附則第5項関係)

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第62号)

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、建築主事に対する建築物等の仮使用に係る認定の申請について手数料の額を定めることとした。(第17条関係)

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)